



元児玉都市広域消防司令長
久保田 和義氏
(四方田)



元県警部
荻谷 征氏
(今井)



元県警部補
宇賀田 秀夫氏
(小島)



危険業務従事者叙勲



元文化庁長官
佐々木 正峰氏
(栄)



春の叙勲

4月29日付けの叙勲を市内
のみなさんが次のとおり受章
されました。おめでとうございます。

各団体から寄附

善意ありがとうございます

「ほんじょう緑の基金」へ、次の団体より多額の寄附をいただきました。寄附金は、本庄段丘斜面林等の緑の保全のために活用させていただきます。

◎寄附団体（順不同・敬称略）

コカ・コーライーストジャパン(株)、(株)伊藤園、(株)ビバレッジサービスアライ、(株)群馬ダイドー、中川ストアー、埼玉北部ヤクルト販売(株)

★都市計画課 ☎21137

でんごん広場

みなさんの情報交換の場 行=行事案内 募=会員募集

【日本の原発と地震・津波・火山】 講演会

日時 6月11日(出) 午後3時30分～4時30分
場所 はにぼんプラザ多目的ホール
費用 無料 定員 200人 (先着順)
※事前申込も可能です。ファックス又は電話で下記へ
申込・問い合わせ
小林 ☎5709 (FAX兼用)

金の鈴 カラオケクラブ

日時 毎週月曜日 午後1時30分～3時30分
場所 本庄東公民館
対象 初心者の一般女性
費用 月会費2,000円
問い合わせ
横堀 ☎3406

まちかど Snap

自然・食・交流 遊楽荘オープン

NPO法人本庄市げんきの郷本泉により整備が進められてきた本泉地域の交流拠点施設「遊楽荘」(旧本泉保育所)が、5月12日に本格営業を開始しました。

遊楽荘では、カラオケなどを楽しむことができるほか、地元そば粉を使ったそばや焼き魚など、料理長が腕を振るった自慢の料理を味わえます。また、入浴施設も完備しているため、周辺にある2つのハイキングコースや季節の花々を楽しむのにも便利です。詳しくは遊楽荘(☎0011)へ。

営業時間 平日：午前11時～午後5時

土・日・祝日：午前11時～午後7時

定休日：水曜日



晴天の総合公園 多くの賑わい

5月15日、「イースタン・リーグ公式戦 埼玉西武ライオンズVS読売ジャイアンツ」と「第10回本庄総合公園春まつり」が同時開催されました。

地元を中心とした屋台やB級グルメをはじめ、キッズダンスや猿まわしなどの野外ステージ、もちつき、フリーマーケット、その他にもイベント盛りだくさんで開催された春まつり。天気にも恵まれ、本庄総合公園にたくさんの人が訪れました。



犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬の飼い主は、犬の生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を行うことが法律で義務づけられています。

●登録

犬の登録は、飼い始めた日(生後90日以内の犬の場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に手続きしてください。また、未登録の犬を飼っている人は、速やかに登録をしてください。

▷新規登録

犬鑑札を交付します。
○登録手数料 1頭 3,000円

▷転入した場合

転入前の市町村で交付された犬鑑札を持参してください。その犬鑑札と引き換えに本庄市の犬鑑札を無償で交付します。なお、旧犬鑑札の提出がない場合、犬鑑札の交付は有償となります。

▷転出する場合

本庄市で登録時に交付された犬鑑札を、転出先の市町村に持参し、犬鑑札の交付を受けてください。

▷犬の死亡・登録事項の変更

届出が必要となります。窓口へお越しいただくか、本庄市保健センターへご連絡ください。

▷犬鑑札の再交付

紛失又は損傷した場合、再交付します。
○再交付手数料 1頭 1,600円

●狂犬病予防注射

平成28年度の狂犬病予防集合注射は終了しましたが、狂犬病予防注射は最寄りの動物病院などで受けることができます。集合注射で予防注射を受けられなかった場合は、動物病院などで必ず受けてください。

予防注射料金は、動物病院ごとに異なりますので、各動物病院へお問い合わせください。

▷狂犬病予防注射済票の交付

動物病院などで狂犬病予防注射を受けたときは、獣医師が発行する注射済証明書を持参してください。狂犬病予防注射済票を交付します。

○交付手数料 1頭 550円

▷狂犬病予防注射済票の再交付

紛失又は損傷した場合、再交付します。

○再交付手数料 1頭 340円

●各種手続きの窓口

- ・本庄市保健センター
- ・市民福祉課(アスパアこども内)

★本庄市保健センター ☎2003

お知らせ

Information

平成27年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況のお知らせ

市では、開かれた民主的な市政の実現を目指し、情報公開及び個人情報保護制度を実施しています。

情報公開制度

- 公開を請求できる人 どなたでも
- 公開を請求できる情報 平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した文書、図面及び写真などで実施機関が保有しているもの(平成18年1月9日以前の情報についてもできる限り公開しています。)

個人情報保護制度

- 開示を請求できる人 市に自分の情報が記録・保管されている本人(未成年者の場合は、法定代理人による代理人請求が可能です。)
- 制度を利用してできること 情報の開示、事実と異なる情報の訂正、収集された情報の削除(手続きに違反しているとき)、情報の利用・提供の中止(手続きに違反しているとき)

平成27年度情報公開制度実施状況

実施機関	受付件数		決定内容等				
	請求	申出	全部公開	部分公開	不存在	非公開	取下げ
市長	43	2	64	64	0	4	4
教育委員会	10	5	7	11	0	0	0
議会	3	1	3	2	0	0	0
その他	1	0	0	1	0	0	0
合計	57	8	74	78	0	4	4

請求：平成18年1月10日以後に市職員が職務上作成又は取得した情報の公開を請求権者が求めること

申出：請求以外の場合

※1件の公開請求に対し、複数の決定がなされたものがあつたため、決定内容等の合計が受付件数の合計よりも多くなっています。

平成27年度個人情報保護制度実施状況

実施機関	受付件数	決定内容等			
		全部公開	部分公開	不開示	取下げ
市長	29	7	20	1	2
その他	0	0	0	0	0
合計	29	7	20	1	2

※今年度は、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。

※不開示とは、不存在及び存否応答拒否等を理由とする決定です。公開できない内容の主なもの、請求者本人以外の個人情報等です。